

### 3 住宅手当緊急特別措置事業の改正について

#### 住宅手当緊急特別措置事業の改正について

##### 1. 改正目的

住宅手当緊急特別措置事業は、リーマンショック後の失業者対策として、緊急的に講じた措置であるが、第2のセーフティネットとしての機能を果たしている一方で、その後も生活保護受給者が増加している状況にあり、生活困窮者の就労自立を支援する策を引き続き講じる必要がある。

そのため、新たな就労支援策と併せて給付する形態とするなど、より効果的な就労自立支援を実施することにより、第2のセーフティネットとしての機能を高めていく。

##### 2. 改正事項（要領に記載）

###### ① 名称：

（現行）住宅手当緊急特別措置事業 → （改正後）住宅支援給付事業

###### ② 離職時期：

（現行）平成19年10月1日以降に離職した者 → （改正後）申請時に離職後2年以内の者

###### ③ 年齢制限：

（現行）制限なし → （改正後）申請時に65歳未満の者

###### ④ 就職活動要件：

（現行）就職活動要件

- （1）毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- （2）毎月2回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- （3）原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること



（改正後）就職活動要件

- （1）毎月2回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- （2）毎月4回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- （3）原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること

###### ⑤ 新たな就労支援策：（新規事項）

原則として、受給者は次のいずれかの支援を受けるものとする。（例外：利用者自身の就職活動で就職が可能と判断される場合）

- （1）日常・社会生活支援
- （2）生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）（現行の「福祉から就労」支援事業）

###### ⑥ 支給期間：

（現行）原則6ヶ月間が上限。一定の条件を満たす場合は、3ヶ月間延長可能。

→ （改正後）原則3ヶ月間が上限。一定の条件を満たす場合は、3ヶ月間延長可能。

さらに、日常・社会生活支援又は、生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）を継続している場合は、3ヶ月間に限り再延長可能。

※一定の条件とは、受給中の就労活動要件の遵守及び延長申請時に支給要件を満たしていること。

##### 3. 改正時期

・上記2の⑤以外の改正については、平成25年4月以降の申請者より実施。

・⑤については、平成25年7月以降の申請者より実施。

※申請時の要領に基づいて各々実施（経過措置あり）

### 第3 地域福祉の推進等について

(地域福祉課、生活困窮者自立支援室、総務課)

#### 1 地域福祉の推進について【P56 (参考資料1～7) 参照】

##### (1) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、昨年、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取り組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、孤立死防止対策の推進をお願いしたところである。

通知の発出後、各地域においてライフライン事業者等との連携協定の締結などの取り組みを進めていただいているところであるが、引き続き、連携体制の構築等にご尽力いただくとともに、未だ連携体制が未整備の地域おかれては早期な対応をお願いしたい。

##### (参考) 関係通知

- ・平成24年2月23日付社会・援護局長通知  
「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（社援発0223第3号）
- ・平成24年5月11日付社会・援護局地域福祉課長通知  
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（社援地発0511第1号）
- ・平成24年7月31日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省住宅

(2) 地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）について

「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れのある方への生活相談や交流の場、居場所づくり、見守り等の支援を面的に行うためのものであり、被災地や避難先の自治体に対する補助事業（基金事業）である。

本事業については、平成24年度経済対策第2弾において、基金の積み増しを行うとともに実施期限を平成25年度末までとしているので、引き続き本事業を活用の上、継続的な支援をお願いしたい。なお、生活支援相談員や民生委員といった支援者への精神的なサポートについても事業の対象となっているので、配慮願いたい。

(3) 地域福祉関連事業の集約化（「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」）について

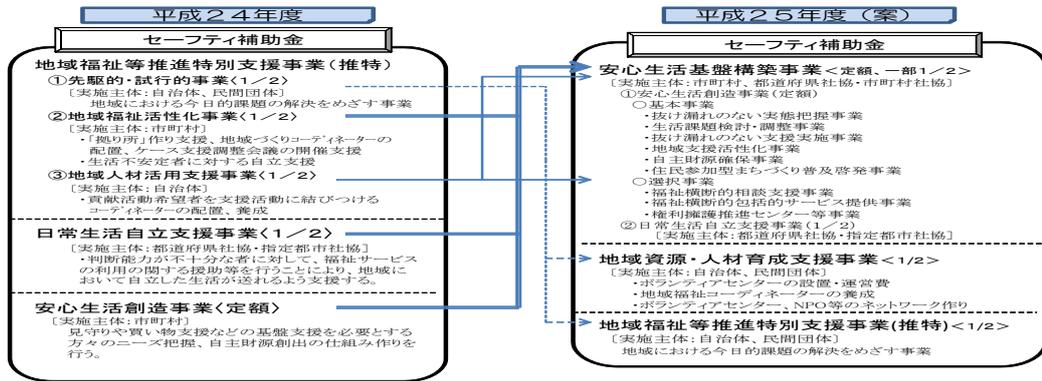
セーフティーネット支援対策等事業費補助金のメニューのうちの地域福祉関連事業については、従来から個別事業毎に支援を行ってきたところであるが、これからの地域づくりの支援として、既存の地域福祉関連事業の連携を強化し効率的かつ効果的な事業として推進していくため、平成25年度予算（案）においては、地域福祉関連事業の集約化を行うこととしている。

具体的には、従来の「地域福祉等推進特別支援事業（推特）」、「日常生活支援事業」、「安心生活創造事業」の内容を見直し、新しく、「安心生活基盤構築事業」、「地域資源・人材育成支援事業」、「地域福祉等推進特別支援事業」に組み替えることとしている。

なお、これにより新しい「地域福祉等推進特別支援事業」は、熱中症対策（猛暑、節電時）など、地域における今日的課題の解決のための先駆的取り組みの支援に重点化することとなるので、ご留意願いたい。

地域福祉等推進特別支援事業等の集約化のイメージ

〔「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」〕



(4) 「安心生活基盤構築事業」の創設等について

ア 「安心生活基盤構築事業」の創設について

「安心生活創造事業」については、平成21年度から3年間のモデル事業を実施し、昨年8月に事業の成果や課題、提言などが「安心生活創造事業成果報告書」としてとりまとめられたところである。平成25年度予算(案)においては、本モデル事業でみえてきた成果・課題等を反映させたものとして、これまでの地域福祉関連事業を総合化した「安心生活基盤構築事業(仮称)」を創設することとしている。

本事業については、「安心生活創造事業」を基本として、権利擁護の推進や福祉横断的な相談窓口の設置など、総合的な地域福祉推進施策として、主に地域のモデル的な地区における取り組みを支援していくものである。

具体的には、これまでの「安心生活創造事業」をベースとした地域福祉の推進に必要な基盤的な事業を「基本事業」として位置づけ、さらに高齢、障害といった種別を問わない相談支援体制の構築や、地域における権利擁護の推進の中核となるセンターの設置等、地域福祉を総合的に展開していくための事業を「選択事業」として実施することとしている。

また、権利擁護推進の観点から、後述する「日常生活自立支援事業」についても、本事業の一環として実施することとしている。

事業の全体像については、参考資料3のとおりとなっているので参照されたい。

## 安心生活基盤構築事業（案）

### （1）安心生活創造事業

○実施主体：市区町村

○補助率：定額（@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業を実施する場合は  
+@1,000万円）

○事業内容

#### ①基本事業

- ・ 抜け漏れのない実態把握
  - ・ 社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
- ・ 抜け漏れのない支援の実施
  - ・ 買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施
  - ・ 地域福祉の調整役(コーディネーター)の配置 等
- ・ 自主財源の確保
  - ・ 寄付や物販等を通じた財源の確保
- ・ 住民参加を促進するための普及啓発
  - ・ 参加を促すイベントや研修による人材確保 等

#### ②選択事業（基本事業の上乗せとして実施）

- ・ 高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制の構築
- ・ 多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
- ・ 権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等

○5年間の有期補助（補助単価は逡減）

○平成25年度は100市区町村（170校区）程度を対象

### （2）日常生活自立支援事業

○日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な者への契約等の支援

○実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会

○補助率：1/2

なお、詳細な事業内容については追ってお示しすることとしているが、公営住宅等集合住宅における孤立防止など都市部における社会的孤立の防止や、過疎地域における集落維持のための生活支援の実施など、今後の地域再生に欠かせない事業でもあるので、積極的な事業実施を管内市区町村へご周知願いたい。

## イ 「地域資源・人材育成支援事業」の創設について

東日本大震災時のボランティア等の活躍などから、地域におけるインフォーマルな活動の推進が強く求められていることから、平成25年度予算(案)においては、ボランティア等の地域のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉コーディネーター等の人材育成や活動の支援を行い、大規模災害に備えた平常時からの支援体制の構築を図るなどの「地域資源・人材育成支援事業」を創設することとしている。

### 地域資源・人材育成支援事業の概要

#### 【実施内容】

下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。

#### ①人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修等を実施する。

#### ②需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。

#### ③ネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設(福祉教育の実施)やイベント等を実施する。

#### ④災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人 等

【補助率】 1/2

## ウ 日常生活自立支援事業について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られ

る中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える日常生活自立支援事業の普及が喫緊の課題である。しかし、本事業の実施状況をみると、年々、初回相談件数は増加している（昨年度は約127万件）ものの、各自治体における取り組みには依然大きな差が生じている状況にある。

事業の普及が不十分であれば、福祉サービスが適切に利用できないことによる健康状態の悪化や、消費者被害、経済的虐待の対象となるなど、地域で安心した生活を継続していくことが困難となると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題となる。

（参考）

本事業の重要性と、住民に身近な市町村レベルでサービスを提供するための体制整備の必要性については、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」（平成20年3月）の報告書や「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書（平成20年7月）において指摘されている。

こうしたことから、平成25年度予算（案）においては、本事業の実施を「安心生活基盤構築事業」の1事業として位置づけ、引き続き、事業の相談窓口である基幹的社会福祉協議会の全市整備を推進するとともに、専門員の業務量増加に対応するため、契約締結前の相談業務や成年後見制度への移行についても支援を行うこととしたところである。さらに、「安心生活基盤構築事業」の選択的事業として、これまでの日常生活自立支援事業で配置された専門員や相談員の業務を補助する者や、権利擁護の普及啓発等を実施する者の配置についても、これを補助対象とすることを予定している。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業の更なる充実を図るための財源措置などに積極的にご対応願いたい。

#### （5） 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業で

ある。平成24年度は(社)社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国展開を図っているところである。

平成25年度予算(案)においても事業予算を計上しているところであり、あらためて事業実施者を公募・選定する予定である。

地域で課題解決のための寄り添い支援を行うに当たっては、多分野のNPOや行政機関等との連携が重要となるので、ご協力をお願いしたい。

## (6) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について

### ア 計画の積極的な策定及び改定

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下、「地域福祉計画等」という。)は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、市区部では9割弱が策定済み(策定予定含む)である一方、町村部では策定済み(策定予定含む)が5割に達しない状況である。

東日本大震災や昨今の孤立の問題化などから、地域の絆の必要性が再認識され、これまで以上に地域福祉の推進が求められていることから、地域福祉推進の拠り所となる計画の策定あるいは改定を進めていただきたい。

計画の策定に当たっては、厚生労働省のホームページにおいて、特に小規模な市町村を中心に優良事例を掲載しているので、参考にさせていただくよう、管内市区町村に周知願いたい。

なお、前述した「安心生活基盤構築事業」では、地域福祉計画等の策定が住民参加を基本としていることから、住民による研究事業や地域住民への普及啓発に係る費用についても補助対象とすることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

### イ 計画策定状況の全国調査の実施

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、各自治体の取り組み状況を公表しているところであるが、本年も3月上旬に調査を実施する予定であるので、ご協力願いたい。

## (7) 社会福祉協議会について

### ア 社会福祉協議会との連携等について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

このような状況の中、全国社会福祉協議会では、昨年10月に、『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言やアクションプラン』として「社協・生活支援活動強化方針―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―」を策定し公表している。

さらに近年は、東日本大震災や大雨等の災害の発生に伴い、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの立ち上げの中心となり、復旧に向けた活動の支援を行うなど、大きな役割を果たしているところである。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や災害時の要援護者支援体制の構築等の一層の促進をお願いしたい。

また、前述のとおり、平成25年度予算（案）において、「地域資源・人材育成支援事業」を創設し、地域福祉のコーディネーターの養成や、大規模災害発生に備えた平常時からの支援体制の構築などを支援することとしているので、積極的に活用願いたい。

### イ 市社会福祉協議会に対する監督権限の移譲について

従来からお知らせしているとおり、平成23年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の所轄庁について、都道府県から一般市に権限移譲されたことに伴い、一般市の社会福祉協議会であって、その行う事業が当該市の区域を越えないものについては、平成25年4月から当該市が所轄庁になるのでご留意願いたい。

## (8) 民生委員について

### ア 一斉改選の適切な実施等について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割がますます大きくなっている。

本年1月の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」においても、新たな生活困窮者支援制度の構築において、地域住民の実態を把握し、寄り添った支援を実践している民生委員・児童委員の果たす役割が期待されている。

こうした中、民生委員・児童委員は、本年12月に、3年ごとの一斉改選期を迎えるが、来る改選日に備え、円滑な手続きにご協力願いたい。

具体的には、これまで一斉改選ごとに発出していた選任要領（平成22年2月23日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の選任について」（雇児発0223第1号、社援発0223第2号）については、平成22年10月の一部改正で恒久的な通知としており、現時点では改正の予定は無く、また、定数基準（平成13年6月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」（雇児発第433号、社援発第1145号））、主任児童委員選任要領（平成13年11月30日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「主任児童委員の選任について」（雇児発第762号、社援発第2115号））についても改正する予定は無いことから、従前の仕組みを前提として準備を進めていただきたい。

なお、詳細な事務スケジュールについては追ってお知らせすることとしている。

#### （参考）前回のスケジュール

- ・「民生委員・児童委員の選任（一斉改選及び随時）に係る調書等の提出について」（課長通知）平成22年2月23日発出（厚労省）
- ・各地方公共団体の定数報告、徽章必要数等調書（自治体→地方厚生局）  
8月31日〆切
- ・推薦名簿、感謝状授与者の推薦（自治体→地方厚生局）  
9月30日〆切

また、一斉改選において民生委員・児童委員の必要人数を確保できるよう、民生委員・児童委員制度について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築いていくためのPR活動等に配慮願いたい。

(参考) 民生委員・児童委員の日：毎年5月12日

活動強化週間：毎年5月12日～18日

## イ 民生委員法の一部改正（地域主権一括法）の動向について

### ① 第3次一括法案の状況等

地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえた民生委員法の一部改正については、第3次一括法案が昨年の衆議院解散に伴い廃案となったことから成立していない。

今後の動向については、平成24年11月30日に閣議決定された「地域主権推進大綱」において、今後の義務付け・枠付けの見直しの進め方として「第3次一括法案に盛り込まれた事項の実現を図る」とされていることから、今後一括法案が提出され、法改正が行われる予定である。

### ② 一斉改選との関係

仮に第3次一括法案に盛り込まれた内容で民生委員法が改正された場合には、関連通知の改正を行う必要があることや、一斉改選の手続きに影響が生ずる場合もある（平成25年12月の一斉改選自体の変更はない）ことから、適宜情報提供させていただくので、ご留意願います。

なお、本年12月の一斉改選に向けた準備については、当面、現行法による仕組みを前提として進めていただくようお願いする。

(参考) 民生委員法の改正内容（平成24年3月1日社会・援護局関係主管課長会議資料参照）

- ・ 民生委員の定数は条例に委任。条例制定の基準は「参酌すべき基準」とする。（第4条）
- ・ 都道府県知事の地方社会福祉審議会への意見聴取の義務の緩和（第5条第2項）
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格毎の定数の廃止

ウ 民生委員への支援について

被災地の民生委員は、長期化する避難生活の中で、被災者への継続的な支援を行っていただいているところであるが、

- ・仮設住宅への入居などにより、広域的な活動を余儀なくされていること
- ・避難生活の長期化により生じる民生委員への精神的ケアが必要となっていること

などから、民生委員への支援が必要な状況となっている。

このため、被災地においては、「地域コミュニティ復興支援事業」等を活用し、民生委員への継続的な支援を行うようお願いしたい。

また、一斉改選後に、各自治体において新任民生委員等に対する研修を行うに当たっては、経験年数や役職等に応じた体系的な研修を実施するなど、専門性を担保できる継続的な支援に配慮されたい。

なお、全国民生委員児童委員連合会において、体系的な研修プログラムを作成中であり、プログラムが完成した際には、情報提供することとしているので適宜参照されたい。

エ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付事務連絡、参考資料7参照）を発出しているため、適宜活用の上、民生委員・児童委員の活動に必要な情報を適切に提供することについて、ご配慮願いたい。

## 2 生活福祉資金貸付制度について

### (1) 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について

【P 6 4（参考資料8）参照】

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者が増加する中、生活困窮者の経済的な自立助長を図る上で有用な支援策の一つである。引き続き管内住民に対する周知にご協力をお願いしたい。

また、本制度は、公費による貸付制度であり、償還が不能となった場合、結果として公費で補てんされることになることから、貸付原資の適正な運用が強く求められるものである。このため、貸付と償還が可能な限り循環していくことができるよう、借受希望者の就労状況等を勘案して償還可能性を適切に見極めるとともに、償還に向けた取組みを十分に行うことが重要である。

こうした趣旨を踏まえ、引き続き適正な制度運営が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

なお、総合支援資金等の貸付に係る相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」で措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成24年度経済対策第2弾において、平成25年度末まで延長されているので、有効に活用されたい。

### (2) 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付に係る不正利用対策については、平成22年8月6日付け地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付の実施について」（社援地発0806第1号）を踏まえ、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。

暴力団員等への対応は、警察と社会福祉協議会とが連携して対応することが重要であり、都道府県からも警察に協力を求めるなど、警察からの必要な協力を得られるよう引き続き支援願いたい。

### 3 ホームレス等への支援について

#### (1) ホームレス特別措置法の期限延長について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

法については10年間の有効期限が定められていたところであるが、平成24年6月に、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、その期限を5年間延長する一部改正法案が全会派一致により可決成立し、公布・施行されたところである。

各自治体におかれては、引き続き、法を踏まえ、総合相談事業、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図らきたい。

#### (2) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について

ホームレスはもとより、職と住まいを失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」により予算措置を行っているところであるが、平成24年度経済対策第2弾において、同基金の積み増しとあわせ、事業実施期間を平成25年度末まで延長したので、有効に活用されたい。

#### (3) 「基本方針」の見直しについて

厚生労働省では、法の規定に基づき、平成20年7月に基本方針（国土交通省との共管）を策定し、以後、総合相談事業や自立支援事業などの事業を推進し、ホームレスの自立を支援してきたところである。

本基本方針の運営期間は5年間となっており、平成25年7月30日に期間を満了することから、現在、その見直しの取り扱いについて検討を行っているところである。

今後、適宜情報提供することとしているので、ご了承ください。

《参考1》

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)(抄)

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 (略)

《参考2》

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)(抄)

第3 ホームレス対策の推進方策

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については策定後5年を目途に見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の運営期間は、5年間(平成20年7月31日から平成25年7月30日まで)  
とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (2) 5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

- (3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。

- (4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

#### (4) ホームレスの実態に関する全国調査について

##### ア 平成24年調査について

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査については、同年4月に概数調査結果及び生活実態調査の単純集計結果を公表し、さらに、生活実態調査については、有識者、地方公共団体、民間支援団体で構成される「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」（座長：岩田正美日本女子大学教授）において、詳細な分析を行い、同年12月に「平成24年ホームレスの実態に関する全国調査検討会報告書」を公表したところであるので、各自治体による事業の実施に当たっては本報告書も活用されたい。

##### イ 平成25年調査について

法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、概数調査については、来年度も実施する予定（平成26年1月を予定）であり、平成25年度予算（案）に当該調査に係る所要の予算を確保したところであるので、引き続き、ご協力願いたい。

#### 4 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先を得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。

このため、平成21年度から「地域生活定着支援事業」（現：「地域生活定着促進事業」）を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備している（平成23年度末に全国47都道府県に整備完了）。

平成24年度からは、「地域生活定着支援センター」の業務を矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで拡大・拡充し、「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することが可能となった。平成25年度には、各都道府県において、センターの体制についてさらなる強化を図るとともに、矯正施設退所者の受入先となる福祉施設等の関係機関とのネットワーク構築に努め、より積極的な取り組みの推進をお願いしたい。

（参考）

##### 1 事業内容

平成23年度まで、矯正施設入所中から帰住先を調整する①コーディネート業務を中心に実施してきたが、平成24年度からは矯正施設退所後の地域への定着をより促進するため、②フォローアップ業務、③相談支援業務を強化・拡充して実施。

###### ① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

###### ② フォローアップ業務

矯正施設退所後、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要

な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

2 平成25年度予算案の概要

- 「セーフティネット支援対策等事業費補助金（250億円）」のメニュー事業として実施。
- 実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- 補助率：定額（10／10相当）
- 補助単価：1か所当たり2,500万円

## 5 ひきこもり対策について

厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が十分相談できずにいるのではないか、
- ② 関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていないのではないか、
- ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないかなどの課題に対応するため、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県・指定都市に整備することとした。

このセンターは、ひきこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うものである。

センターの設置数は、平成24年度中に新たに5か所設置され、合計38か所になっている。都道府県・指定都市におかれては、各自治体へのセンターの設置や体制強化など、ひきこもり対策のより一層の充実を図ることについて、積極的な取り組みをお願いしたい。

また、ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないかと、当事者による支援（ピアサポート）や訪問などが十分に行われていないのではないかと、等の課題がある。

従来から、ひきこもり等の状態にある児童（18歳未満）及びその家庭に対しては、雇用均等・児童家庭局において、「ふれあい心の友訪問援助事業」が実施されており、大学生等（メンタル・フレンド）を派遣し、支援を行ってきたところであるが、ひきこもりの高齢化に伴い、支援対象の範囲の拡大が求められているところである。

そのため、平成25年度より、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこ

もりを抱える家族や本人に対するきめ細かな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を新たに行う。

都道府県・指定都市におかれては、本事業をご活用いただくとともに、管内市町村に対して事業の積極的な活用を働きかけいただくよう、お願いしたい。

(参考)

## 1 事業内容

### 【ひきこもり地域支援センター設置運営事業】（既存事業）

#### ① 第一次相談窓口と訪問相談支援の業務

ひきこもり本人、家族からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、本人の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。

また、家族からの要請等により、巡回訪問などのアウトリーチを実施する。

#### ② 他の関係機関との連携

本人の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。

#### ③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

### 【ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業】（新規事業）

#### ① 養成研修事業

ひきこもり地域支援センター等で、「ひきこもりサポーター」養成研修や研修修了者の情報管理等を実施する。

#### ② 派遣事業

ひきこもりを抱える家族や本人へ「ひきこもりサポーター」を派遣する。

## 2 平成25年度予算案の概要

- 「セーフティネット支援対策等事業費補助金（250億円）」のメニュー事業として

実施。

○ 実施主体：

- ・ ひきこもり地域支援センター設置運営事業：都道府県・指定都市
- ・ ひきこもりサポーター養成研修事業：都道府県・指定都市
- ・ ひきこもりサポーター派遣事業：市町村（特別区含む）

（いずれも、社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

○ 補助率：1／2

○ 1か所当たり事業費：

- ・ ひきこもり地域支援センター設置運営事業：1,000万円  
（児童期・成人期併設型は2,000万円）
- ・ ひきこもりサポーター養成研修事業：検討中
- ・ ひきこもりサポーター派遣事業：検討中

1 孤立死防止対策について

孤立死防止対策について

孤立死防止対策の方向性

- 孤立防止あるいは早期発見のための仕組みを、ライフライン事業者なども含めた民間事業者等と連携し、地域の実情に応じて構築
- 国としては、総合的な取組の推進、先進事例の情報収集・発信、見守り体制の構築等のための補助事業による支援等を実施

これまでの対策

平成24年5月に通知

- 【① 情報の一元化】<平成24年2月に通知>  
自治体の福祉担当部局に情報の一元化を要請
- 【② 関係団体との連携強化】<平成24年2月に通知>  
高齢者団体・障害者団体・民生委員等に福祉部局との連携強化を依頼
- 【③ 個人情報保護の適用外の理解促進】  
福祉部局との連携等に際し、個人情報の提供が制限されない場合等についてライフライン事業者に通知
- 【④ 地域づくりの推進等】  
○自治体の優良事例の紹介  
○孤立死事案の、自治体での検証状況の情報提供  
○孤立死対策に有効な自治体の先進的な取組みに対して、国庫補助を実施
- 【⑤ 有識者による検討】  
安心生活創造事業推進検討会等で議論(5月8日)の上、安心生活創造事業成果報告書(8月公表)に反映
- 【⑥ 民生委員への個人情報提供事例の紹介】  
自治体から民生委員への個人情報提供に関する事例集を作成(7月17日事務連絡発出)
- 【⑦ 住宅供給事業者等との連携】  
住宅供給事業者等との連携推進の方策について通知(7月31日国交省、厚労省の連名通知)

今後の取組

- ①平成24年5月及び7月通知に基づく総合的な取組の推進
- ②今後も、先進的な取組事例等情報収集し、広く周知
- ③「安心生活基盤構築事業」(平成25年度予算(案))による支援